



一般社団法人
品川法人会
広報誌



林試の森公園の桜

<https://www.shinagawa-hojinkai.or.jp>

No.
592

2024年
4月10日発行

法人しながわ

6月21日 通常総会に参加しましょう！

Contents

法人会ニュース	「新春講演会・新年賀詞交歓会開催される」	2
	「女性部会新年研修会開催される」他	3
	「税制講習会開催される」他	4
	「令和5年度支部税務研修会開催される」	5
組織委員会から	「会員増強運動 ご協力のお礼」	6
新入会員紹介	「24社が入会されました」	6
全法連から	「令和6年度 税制改正大綱」	8
税務コーナー	「ご存じですか？ 定額減税」	10
事務局から	「会員優待制度加盟店紹介」	12
話題の広場	「百薬の長か万病の元か」…飲んでも飲まれるな	14
都税だより	「4月から固定資産税における土地・家屋の価格などがご覧になれます(23区内)」	15
クロスマッス	「第71回ナンバープレース正解発表、第24回クロスマッス問題」	16



品川法人会HPは
左QRコードより
閲覧できます

法人会

消費税期限内納付

推進運動

令和6年1月18日（木）午後4時～ 於：きゅりあん

第1部 新春講演会

テーマ：「私のシンクロ人生」

講師：小谷実可子氏

(アーティスティックスイミング選手・
スポーツコメンテーター)

講師の小谷氏

《略歴》

東京都出身。ソウル五輪ではシンクロナイズドスイミング（現アーティスティックスイミング）で銅メダルを獲得。東京2020オリンピック・パラリンピックでは招致アンバサダーや組織委員会スポーツディレクターを務めた。2023年にはJOC常務理事やIOCアスリート委員会メンバーなどの役職と家庭を両立させながら、世界マスターズ水泳選手権に挑戦した。

小谷氏のわかりやすい、手ぶりを含めた、情熱があふれる講演会で、特にソウル五輪の選手だった時の苦労話が印象に残りました。

「一番苦しかった課題は食事のことです」。この言葉を聞いた時に、オリンピック選手になると食事制限が厳しいのだろうと想定しました。しかし、そうではなく、小谷氏は痩せやすい体質のため、たくさん食べなくてはならないことがつらかったようです。

アーティスティックスイミング（シンクロナイズドスイミング）は過酷を極めるため、スタミナと水に浮かぶためにある程度の脂肪が必要です。

一日続くハードな練習のあとは腕も上がらず、体は衰弱し、抜け殻ようになって戻ってきます。その状態でもとにかく目の前の食べ物、飲み物を口にし、胃の中に入れることが求められたそうです。

さらに食事がなんとか終わったと思えば、体重の落ちやすい小谷氏は、コーチの差し入れのカツサンドを必ず食べなければいけません。カツサンドが食べられず、なんとか口に入れたものの、飲み込めずに苦労したことがリアルに想像することができました。

唾液が広がるにつれ飲み込みにくくなるパンの味、そのつらい涙を流すことさえ自ら禁じ、涙が落ちないよう斜め上を向いて耐え抜いて、なんとか胃に押し込んだ日々が思い出されるとのことです。

様々な苦しい訓練を乗り越え、ソウル五輪では銅メダルを獲得しました。

さらに品川法人会の経営者に向けて、挑戦すると成長できることの可能性も伝えていただきました。

小谷氏は50代で世界マスターズに挑戦し、金メダルを3個も獲得しました。

選手生活から離れていると当然体力・技術が衰えていきます。しかし、練習すると少しずつですが成長を実感できるようです。「それがすごい喜びになります。若い選手の時代と違って、50代になっても成長できるんですよ。若いときも違い、体もあちこち痛くて痛み止め、湿布、サプリや薬を買いあさったとしてもいいんです。」

この言葉を聞き、経営者たるものこのような覚悟と推進力が必要であると気づかされました。

この講演を通してスポーツ選手、オリンピック開催者という、普段我々が知っていても実感できない世界をリアルに伝えていただき、新年のスタートにふさわしい、チャレンジすることの大切さを出席者全員に銘記するものとなりました。



講演会の客席の様子

第2部 新年賀詞交歓会



挨拶される大越会長

新年賀詞交歓会は、能登半島地震の被災者への黙とうののち、大越品川法人会長の主催者挨拶があり、品川税務署長の西野武様、品川区長の森澤恭子様より来賓の祝辞をいただきました。森澤区長は1月9日に行われた青年部会 Kids Work Tax 贈呈式でお渡しした寄付金を防災のために使用すると話されました。その後、品川都税事務所の三浦事業税課長様の乾杯のご発声により、新年賀詞交歓会が始まりました。久しぶりということもあってか、参加された皆様は大変にこやかに歓談されていました。

皆川副会長がしめられ、新年賀詞交歓会は終了しました。帰りの出口では、能登半島地震災害支援として多くの方が寄付をされていました。

記・写真 広報委員 久保 最希

新春講演会・新年賀詞交歓会義援金について

令和6年1月1日に発生した「令和6年能登半島地震」の被災者支援を目的とした募金箱を1月18日に開催された新春講演会・新年賀詞交歓会の会場に設置し、総額63,395円が集まりました。

総務委員会にて義援金の送金先を検討した結果、被災地全体の支援のため、全額を石川県法人会連合会の口座に振り込みました。このたびはご協力いただき、誠にありがとうございました。

『海外に挑戦して今思うこと』 ～女性部会新年研修会～



講演される栄太朗さん

2月1日(木)、部会員27名の出席にて、女性部会新年研修会が北品川「船清」さんにおいて開催されました。

第1部の研修会では、まつ乃家栄太朗さんに『海外に挑戦して今思うこと』というテーマで講演していただきました。コロナ渦で花街が大打撃を受けたことにより、栄太朗さんは新たに海外に向けた活動にチャレンジをされました。海外では芸者に対して、日本の伝統・文化として高い評価をしていただけたとのことで、栄太朗さんご自身も芸者として新たな発見をすることができたとお話しいただきました。

その後、船を乗り換えた第2部の懇親会では、船内での美味しいお食事とともに、栄太朗さんや半玉さんの舞いやお三味線を鑑賞し、引き続きお座敷遊びで盛り上がり、話はずみ、栄太朗さんには部会員のカラオケにあわせて舞う姿を見ることもでき、大盛況の新年研修会となりました。

文章・写真 広報委員 伊藤由美子



みなさんと一緒に記念撮影

『屋形船で会員の親睦を図りました』 ～北品川支部懇親会～



懇親会の様子

2月6日(火)、毎年恒例の支部懇親会を北品川「船清」にて開催しました。当日は好天に恵まれ、お台場やレインボーブリッジの夜景が大変綺麗でした。

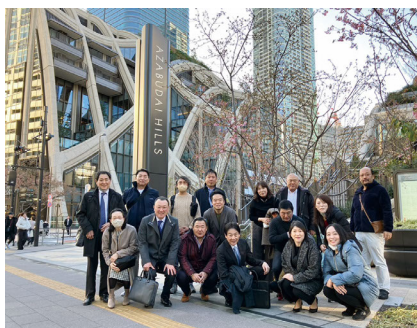
18時に34名の参加者で出航し、お刺身や船上で揚げたアツアツの天ぷら等の豪華な料理やお酒を楽しみながら、ビンゴ大会・カラオケ大会で大いに盛り上がり、約2時間半の船旅はあっという間でした。

今年は初参加者が多く、名刺交換も行われ参加者同士の親睦を深められたと思います。今後もこういった楽しく有意義なイベントを続けていけたらと思います。

記 支部長 杉谷徹夫

『新しい施設と老舗のライブハウスでの懇親会』 ～南大井南支部懇親会～

2月13日(火)、総勢17名で昨春秋にオープンしたばかりの麻布台ヒルズに行ってきました。麻布台ヒルズは「緑に包まれ人と人をつなぐ“広場”のような街-Modern Urban Village-」をコンセプトに、330メートルと東京タワーに匹敵する高層ビルを中心にした一大総合施設です。今はまだ空き店舗数が多かったですが、春以降は続々と入居が決まっているようで楽しみです。



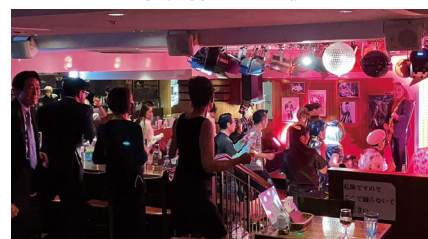
麻布台ヒルズをバックに記念撮影



希須林での1枚

懇親会は麻布台ヒルズタワープラザ3階にある「希須林(キスリン)麻布台店」でおいしい中国料理を堪能し、そのあと六本木にあるオールディーズライブハウス「ケントス」でお酒とダンスを楽しみました。メンバーはもとより、浅岡支部長が常連さんたちと親しそうに踊っていたのが印象的でした。

記 広報委員会 副委員長 辻井祐幸



盛り上がるケントスのライブ

『東京湾の夜景を楽しむ』 ～西品川支部懇親会～



楽しいひと時の記念に1枚

2月14日(水)、屋形船による西品川支部懇親会を北品川にある「大江戸」で開催しました。

当日は天候にも恵まれ18時30分に出船し、東京湾へ。お台場にはたくさんのお台場やレインボーブリッジなどの夜景は大変美しいものでした。

また、船の中では天ぷらやお刺身などの大変美味しいお料理やお酒をいただきながら、参加者同士の懇親をたくさん深められ2時間半の所要時間があっという間に過ぎてしまうほど、多いに盛り上がりました。

ひと時仕事を忘れて、参加者の皆様ほろ酔い気分。大変満足したご様子で帰路につかれています。

記 副支部長 石川礼央

『インボイス制度をより理解するために』 ～税制講習会～



挨拶される神野税制委員長



解説される清水統括官（中央）と小野寺事務官（右）



2月21日(水)、税制委員会は品川法人会館において「インボイス制度お問合せの多いご質問」というテーマで税制講習会を開催しました。

今回は令和5年10月から制度が開始したインボイス制度で留意いただきたい点を、品川税務署法人課税第2部門の清水統括官ならびに小野寺事務官の両名に、買い手側によるインボイスの修正ができる条件や、取引を行う適格請求書発行事業者の登録番号を確認するタイミングなどについて、ご解説いただきました。

当初の定員は40名でしたが、できるだけ多くの方に参加いただくことになり、結果として61名もの方が参加されました。

『印紙税の概要・実務を学ぶ』 ～印紙税研修会～

3月19日(火)、品川法人会館において、国税局で印紙税を担当されていた山端税理士を講師にお招きし、印紙税研修会が開催されました。

印紙税は文書に対する課税とも言われていて、契約書や領収証などへの貼り漏れを税務調査の際に指摘されることがあります。

その一方で、テレワークの拡大などにより、契約は書面を使用しない電子契約で結ぶ機会が増え、利用する回数が少なくなっていることも踏まえつつ、国税局に勤められていた時のご経験もふくめて、印紙税の概念から課否判定の考え方についてなどを、出席された23名にご解説いただきました。



解説中の山端税理士

『骨について理解する』 ～厚生委員会健康セミナー～

3月15日(金)、品川法人会館において骨粗しょう症予防に関するセミナーを開催、26名にご参加いただきました。

当日はセミナー開始前に踵の骨に超音波を当てて骨密度を測定。超音波の通る速度や量から骨を構成するカルシウムなどの成分が骨にどのくらい詰まっているか(密度)を参加者自身で確認したのち、全日本労働福祉協会保健師の高橋美和氏より、日常生活でできる骨の健康を維持する予防法や運動などについてお話しいただきました。

骨は、カルシウムの他にコラーゲンなどのタンパク質でも構成されているため、健康な骨を維持するためにはバランスの良い食事を心がけるほか、適度な運動や日光浴でビタミンDを生成させることが必要だそうです。

これからも元気で生活できるようなアドバイスを多くいただいたセミナーとなりました。



骨密度測定の様子



スクリーンも併用しての講義



気軽にできる運動を実践

『54年の歴史に幕』 ～TOC支部事業終了報告会～



参加者で記念撮影

3月26日(火)、TOCビルにてTOC支部事業終了報告会が開催されました。

TOCビル建替えにともない、令和5年度で支部事業を終了するTOC支部のために開催された報告会で、岩子TOC支部長をはじめ、中田五反田ブロック長にも出席いただき、報告会はつつがなく終了いたしました。

すでにTOCビルから移転された会員もいるため、出席者数は多くありませんが、TOCビルの思い出話をされるなど、参加された方はなごりおしようにされていました。

今年度分の支部税務研修会がすべて開催されました

令和5年度の支部税務研修会は、品川税務署の松井審理官を講師にお招きし、17支部12回にわたり「電子帳簿保存法のポイントと留意点」というテーマで研修が行われました。



上大崎支部



南大井南・南大井北支部

開催日・支部名	出席者数
1/24 上大崎	15
1/29 大井西	17
1/31 南品川東・南品川西	34
2/6 東品川・北品川	49
2/13 西五反田・西五反田東・T O C	72
2/14 西品川	12
2/20 西五反田西北	26
2/22 大崎	40
2/26 東大井	36
2/27 東五反田	35
2/28 南大井南・南大井北	35
2/29 大井東	10



西五反田西北支部



南品川東・南品川西支部



大井東支部



東五反田支部



大井西支部

会員増強運動の結果とご協力のお礼

入会は69社でした

日頃から法人会活動ならびに会員増強運動にご協力いただき感謝申し上げます。

令和5年度も4年度同様に会員増強勸奨員、受託会社なども含めた皆様に可能な限りのご協力をいただいた増強活動の結果、69社の入会がありました。

この会員増強運動に関する表彰は、令和6年6月開催の通常総会において行う予定です。なお、会員増強運動に実績のあった皆様には、すでに記念品をお送りしております。

6年度も引き続き1社でも多くのお仲間を増やしたいと思っておりますので、皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

組織委員長 我妻 和芳

※令和6年度は、新型コロナウイルス感染予防の観点から中止が続いていた新入会員様の交流が目的の「新入会員交流会」を4月12日(金)に開催いたします。

新入会員紹介

令和5年10月～12月

品川ブロック	住所	電話番号	業種	勸奨者(敬称略)
① Cross Link (株)	東品川4-11-36	5715-2088	不動産	品川法人会勸奨員
② (同)建 勲	西品川3-1-20	090-4598-6565	コンサル業、不動産仲介業	大同生命保険(株) 登那木美夏子
③ (同)My's planning&management	南品川6-5-15	3474-2776	不動産賃貸業	津止合金工業(株) 津止克明 品川法人会勸奨員
④ (株)サボナ ※	荏原4-8-11	080-3608-4497	児童発達支援・放課後デーサービス	品川法人会勸奨員
⑤ (株)マコト ※	横浜市港北区菊名1-13-17	045-432-7770	一般貸切旅客自動車運送業、旅行業	(株)須長製作所 須長将明
⑥ (株)ワールド ※	新宿区神楽坂4-1	5422-7554	サービス業・飲食店経営	
⑦ (株)big picture stars ※	京都市右京区西京極 徳大寺団子田町2-32	075-202-5096		ハートフルF P (同) 杉谷徹夫
⑧ 竹繁利栄税理士事務所 ※	千葉市中央区中央4-10-8	090-2426-6112	税理士	(株)船清 伊東堅
⑨ 大仲 政人 ※				

大井ブロック	住所	電話番号	業 種	勸奨者（敬称略）
① (株) 鴻 福	大井4-1-3	3771-8868	中華料理	ナイガイサポート(有) 平井克親 品川法人会勸奨員
② セントポール`BAR、 ※	東大井5-14-11	3474-2256	BAR	(有)黒澤プラネット 黒澤東男
③ (株)DNA Unite	東大井5-19-6	6260-0986	不動産業	大同生命保険(株) 小橋久美子
④ 東京石油販売(有)	東大井5-25-9	070-4480-5066	不動産賃貸業	
⑤ CuRa ENDLESS(株) ※	大田区西六郷 2-57-4	6318-8426	建設業	AIG 損害保険(株) 澁澤優大
⑥ はくちょうサービス(株) ※	大田区西六郷 4-14-13	6715-7500	介護タクシー	AIG 損害保険(株) 澁澤優大
⑦ MYB住設 ※	横浜市港北区小机町 2543-13	090-9958-8183	建設業	(株)城南 小林法雄
⑧ 吉平 敏孝 ※				アーバンホーム(株) 川東明夫

五反田ブロック	住所	電話番号	業 種	勸奨者（敬称略）
① (株)テクノカシワ	南品川2-3-6	3472-2491	卸売	辰巳産業(株) 毛塚あや子
② BIENSUR ※	大崎1-2-3	090-9345-6325	料理教室	大同生命保険(株) 松嶋友香
③ 鍼灸 目黒治療室 ※	上大崎3-3-9	080-7950-9109	施術業	(株)MID 石月徹
④ TweNty(株)	上大崎3-14-37	6459-3304	小売業	
⑤ (株)串カツ田中ホールディングス	東五反田1-7-6	5449-6412	飲食業	
⑥ (株)テーテーエス	西五反田2-19-3	3779-2006	電気通信工事業	品川法人会勸奨員
⑦ (株)インシュランスブレイン	西五反田3-9-23	3491-3014	保険代理業	津止合金工業(株) 津止克明

個人情報保護法施行のため、代表者名は省略させていただきます。

※は賛助会員としてご入会いただきました。

(個人でご入会の方は、住所・電話番号・業種の掲載を省略させていただきます)

令和6年度 税制改正大綱

—法人会の税制改正提言—

～法人には朗報!交際費から除外される飲食費等の金額が5,000円から10,000円に倍増～

政府は、令和5年12月22日に令和6年度税制改正大綱を閣議決定しました。

法人会が提言していた交際費課税の特例の延長や、損金不算入となる交際費から除外される飲食費等の額が引き上げられました。また、賃上げ税制を強化し、あわせて1人4万円の定額減税を実施することで、法人と個人の税制両面から、物価上昇に対する国民負担の緩和を目指す改正となりました。主な内容をお知らせします。

法人税関係

(1)交際費等の損金不算入制度の延長と改正

交際費の損金不算入制度の適用制限については、令和9年3月までに開始する事業年度まで延長され、損金不算入となる交際費から除外される飲食費等の額が、1人当たり10,000円(現行は5,000円)以下の飲食費等に引き上げられます。令和6年4月1日以後に支出する飲食費から適用になります。中小企業特例が利用できない会社では、社内規程の見直し、従業員への周知徹底など有効に利用していくべきです。中小法人については、従来通り年間800万円まで損金算入が可能です。

(2)賃上げ税制

構造的な賃上げを実現するための施策として、給与等の支給額を増加した場合の税額控除制度について適用期間が3年間延長されます。①原則的なルール、②従業員数2,000人以下の法人向けルール、③中小企業向けルールの3階建ての構造になっています。

①原則的なルール

税額控除率を継続雇用者給与総額の増加率に応じて、控除率を変動させたうえで、教育訓練費の増加率や女性活躍・子育て支援の実施により税額控除率が上乗せされます。

継続雇用者給与総額	控除率	教育訓練費 10%超	女性活躍・ 子育て支援
3%以上	10%	上乗せ5%	上乗せ5%
4%以上	15%		
5%以上	20%		
7%以上	25%		

※女性活躍支援はプラチナえるぼし、子育て支援はプラチナくるみんが要件

②従業員数2,000人以下の法人向けルール

青色申告書を提出する法人で常時使用する従業員数が2,000人以下の場合は、継続雇用者給与総額の増加率に応じて次のような控除率となります。ただし、その法人と支配関係がある法人を合わせて常時使用する従業員数が10,000人を超える法人は、原則的なルールの適用になります。

継続雇用者給与総額	控除率	教育訓練費 10%超	女性活躍・ 子育て支援
3%以上	10%	上乗せ5%	上乗せ5%
4%以上	15%		

※女性活躍支援はえるぼし3段階目以上、子育て支援はプラチナくるみんが要件

③中小企業向けルール

資本金1億円以下の中小企業向けの措置については、次の通りで控除限度額は5年間繰越が可能となります。

雇用者給与総額	控除率	教育訓練費 10%超	女性活躍・ 子育て支援
1.5%以上	15%	上乗せ5%	上乗せ5%
2.5%以上	30%		

※女性活躍支援はえるぼし2段階目以上、子育て支援はくるみん認定が要件

上記のグループごとに要件が順次緩和されていますが、②を適用可能な企業が、①を適用した方が有利な場合、①の適用が可能です。令和6年4月1日以後開始する各事業年度に適用されます。

(3)戦略分野国内生産促進税制の創設

産業競争力強化法の改正を前提に、青色申告法人が令和9年3月までに、認定事業適応事業者としてその事業適応計画に記載された設備の新設又は増設に係る機械その他の減価償却資産を取得し、国内にある事業の用に供した時は、その認定日以後10年以内の各事業年度において税額控除が受けられる制度が創設されます。

(4)イノベーションボックス税制の創設

日本では従来から研究開発費税制として、入口の投資額に税制上の特典を与えていました。イノベーションボックス課税は特許権譲渡等の取引による所得、つまり出口に対して税負担を軽減する制度です。

青色申告法人が、令和7年4月から令和14年3月までに開始する事業年度に、居住者又は内国法人に対する特定特許権の譲渡又は他の者に対する特定特許権の貸付を行った場合は、①特許権譲渡等取引に係る所得金額に対する適格研究開発費割合又は②当期所得金額のいずれか少ない金額の30%を損金算入可能です。

(5)法人が有する市場暗号資産の期末における評価

法人が有する市場暗号資産に該当する暗号資産で譲渡についての制限その他の条件が付されている暗号資産の期末における評価額は、①原価法が②時価法のうち、法人の選定した評価方法によります。

(6)外形標準課税

外形標準課税の対象法人について、資本金又は出資金1億円超とする基準は維持されます。ただし、当分の間、その事業年度の前事業年度に外形標準課税の対象法人だった場合は、その事業年度に資本金1億円以下で、資本金と資本剰余金の合計額が10億円を超える場合には、外形標準課税の対象とされます。なお、施行日以後最初に開始する事業年度については、公布日を含む事業年度の前事業年度に外形標準課税の対象法人で、その施行日以後最初に開始する事業年度に資本金1億円以下で、資本金と資本剰余金の合計額が10億円を超える場合は、外形標準課税の対象とされます。施行日は、令和7年4月1日です。

(7)倒産防止共済の損金算入の制限

独立行政法人中小企業基盤機構が行う中小企業倒産防止共済について、共済契約の解除があった後、共済契約を締結した場合には、その解除の日から同日以後2年を経過する日までの間に支出するその共済契約に係る掛け金については損金算入できません。令和6年10月以後の共済契約の解除について適用されます。

相続税・贈与税関係

(1)事業承継税制の改正

事業承継税制について、特例承継計画等の提出期限が令和6年3月31日から令和8年3月31日まで、2年間延長されます。事業承継税制の特例贈与の適用期限は、従来通りです。

(2)住宅取得資金にかかる贈与税の非課税制度の延長

直系尊属からの住宅取得資金の贈与税の非課税措置について、令和8年12月まで3年間延長されます。上乗せ措置の対象となる省エネ等住宅の省エネ性能について、要件変更が行われます。

改正前	改正後
・断熱等性能等級4以上又は 一次エネルギー消費量等級4以上	・断熱等性能等級5以上かつ 一次エネルギー消費量等級6以上

なお、耐震性能、高齢者等配慮対策等級等について変更はありません。また、非課税限度額にも変更がなく、省エネ等住宅であれば1,000万円まで、それ以外の住宅であれば500万円までとされています。令和6年1月1日以後の贈与から適用されます。

所得税関係

(1) 定額減税

令和6年度分の所得税について3万円、令和6年度分の住民税について1万円、結果として1人当たり4万円の定額減税が実施されます。ただし、合計所得金額が1,805万円を超える場合には適用されません。なお、定額減税は、同一生計配偶者や扶養親族も対象となるので、配偶者と子供が2人の場合は、4人分として16万円の減税額になります。最短で6月以降の所得税と住民税から減額されます。

(2) 適格ストックオプション税制の改正

① 適格ストックオプション契約の権利行使により交付される譲渡制限株式の管理等に関する契約に従って、その株式会社において当該株式が管理等される場合には、金融商品取引業者等の営業所等に保管の委託等をしななければならないとの要件が不要とされます。

② 年間の新株予約権の行使に係る権利行使価額の限度額について、次のとおりとされます。

(イ) 設立後5年未満の株式会社が付与する新株予約権については、1,200万円から2,400万円に引き上げられます。

(ロ) 設立後5年以上20年未満の上場会社の株式で、上場後5年未満である株式会社が付与する新株予約権については、1,200万円から3,600万円に引き上げられます。

③ 中小企業等経営強化施行規則の改正を前提として、適用対象となる特定従事者に係る要件が緩和されます。

④ 権利者が予約券に係る付与決議の日においてその新株予約権の行使に係る株式会社の大口株主等に該当しなかったことを誓約する書面等について、電磁的記録で提供できることとなります。

(3) エンジェル税制の改正

エンジェル税制が利用できる投資について、一定の要件を満たすストックオプションによる投資及び中小企業等経営強化法施行規則の改正を前提とする一定の信託を通じた株式の取得が含まれることとなります。

(4) 住宅ローン減税の改正

認定住宅等を取得して令和6年中に居住の用に供した場合の住宅ローン減税について、次の要件に該当する者を子育て特例対象個人として借入限度額が上乗せされます。

① 40歳未満であって配偶者を有する者

② 40歳未満の配偶者を有する者又は年齢19歳未満の扶養家族を有する者

	子育て特例対象個人	その他
認定住宅	5,000万円	4,500万円
ZEH水準省エネ住宅	4,500万円	3,500万円
省エネ基準適合住宅	4,000万円	3,000万円

また、40平米以上の床面積要件の緩和措置は、令和6年中に建築確認を受けた家屋について適用期間が1年間延長されます。

(5) 既存住宅のリフォームに係る税額控除

既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の特例控除は、子育て特例対象個人が、その者の所有する居住用の家屋について一定の子育て対応改修工事をして、令和6年4月から12月までの間に居住の用に供した場合を適用対象となります。子育て対応改修工事とは、①住宅内における子どもの事故を防止するための工事、②対面式キッチンへの交換工事、③開口部の防犯性を高める工事、④収納設備を増設する工事、⑤開口部・界壁・床の防音性を高める工事、⑥一定の間取り変更工事です。子育て対

応改修工事に係る標準的な工事費用相当額(250万円を限度)の10%に相当する金額が控除額となります。

なお、従来の既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の特例控除については、適用対象者の合計所得金額要件を2,000万円以下に引き下げて、その適用期限を2年間延長します。

資産税関係

土地に係る固定資産税等の負担調整措置

宅地等及び農地の負担調整措置については、令和6年度から令和8年度までの間、現行の負担調整措置の仕組みが継続されます。

消費税関係

(1) プラットフォーム課税の導入

国外事業者がデジタルプラットフォームを介して行う一般向け電気通信利用役務の提供のうち、指定を受けた特定プラットフォーム事業者を介して対価を収受するものについては、特定プラットフォーム事業者が行ったものとみなされます。令和7年4月以後に行われる電気通信利用役務の提供について適用されます。

(2) 国外事業者に対する事業者免税点制度の見直し

① 特定期間における課税売上高による納税義務の免除の特例について、売上高の代替として給与支払額による判定の対象から国外事業者が除外されます。

② 新規設立法人に対する納税義務の免除の特例について、外国法人は基準期間を有したとしても、国内における事業の開始時に、新規設立法人として判定が行われます。

③ 特定新規設立法人に対する納税義務の免除の特例について、特定新規設立法人の範囲に、その事業者の国外分を含む収入金額が50億円超である者が直接又は間接に支配する法人を設立した場合にその法人が加えられます。基準期間を有したとしても、国内における事業の開始時に、特定新規設立法人として判定が行われます。令和6年10月1日以後に開始する課税期間から適用されます。

(3) 国外事業者に対する簡易課税制度等の見直し

課税期間の初日においてPEを有しない国外事業者については、簡易課税制度の適用を認めないこととなります。また、適格請求書発行事業者となる際の2割特例についても利用できないこととされます。令和6年10月1日以後に開始する課税期間から適用されます。

(4) 高額特定資産の見直し

高額資産を取得した場合の事業者免税点制度及び簡易課税制度の適用を制限する措置の対象に、その課税期間に取得した金又は白金の地金等の額の合計額が200万円ある場合が加えられます。令和6年4月1日以後の仕入れ分から適用されます。

(5) 適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れ

1件の適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れの合計額がその年又はその事業年度で10億円を超える場合は、その超えた部分の課税仕入れについて80%の経過措置は認めないこととされます。令和6年10月1日以後に開始する課税期間から適用されます。

(6) 登録申請書の提出期限の変更

インボイス制度で帳簿への記載を要件としていた自動販売機特例については、帳簿への住所等の記載が不要とされました。令和5年10月1日以後に行われる帳簿の記載について、運用上記載がなくても改めて求めないものとされます。

☆記事内容についてのお問合せは…

TIS税理士法人

税理士 飯田 聡一郎

TEL: 03-5363-5958

FAX: 03-5363-5449

HP: <http://www.iida-office.jp/>

東京法人会連合会



ご存じですか？

「定額減税特設サイト」は、
こちらからアクセス



令和6年分所得税

定額減税

「令和6年度税制改正の大綱」(令和5年12月22日閣議決定)において税制改正の内容が決定され、この大綱に沿った国税の改正法案が成立・施行された場合には、令和6年分所得税について定額減税が実施されることとなります。

定額減税の制度に関する情報については、国税庁ホームページの「定額減税特設サイト」をご覧ください。

制度の概要

令和6年分所得税の納税者である居住者を対象(注:合計所得金額が1,805万円以下の方のみ)として、次の①及び②の金額の合計額を、令和6年分所得税額から控除

- ① 所得者本人…3万円
- ② 同一生計配偶者及び扶養親族(※)…1人につき3万円

※ 所得者と生計を一にする配偶者及び親族等で合計所得金額が48万円以下の居住者

定額減税の実施方法

給与所得者に対する実施

- 令和6年6月以降に支払う給与・賞与に係る源泉徴収税額から減税
- 年末調整で、給与・賞与における減税額を踏まえた精算

公的年金受給者に対する実施

- 令和6年6月以降に支払う公的年金(老齢年金)に係る源泉徴収税額から減税
- 必要に応じて、確定申告で6月以降の減税額を踏まえた精算

不動産所得・事業所得者等に対する実施

- 予定納税対象者については、予定納税額から減税
- 確定申告書提出時の所得税額から減税

このリーフレットは、令和6年1月31日現在の情報に基づき、東京国税局が作成しました。

給与を支払う事業者のみなさまへ

定額減税は、令和6年6月1日以後に
支払う給与等から！

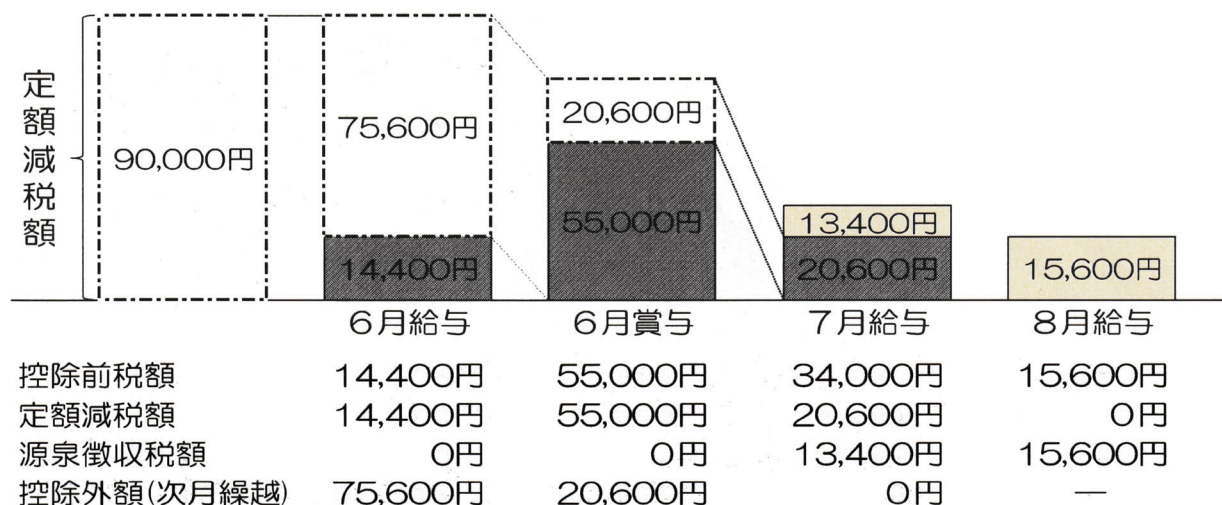
令和6年6月1日現在、事業者のもとで勤務している方のうち、その事業者に対して「扶養控除等申告書」を提出している（月々の給与の源泉徴収において「源泉徴収税額表」の「甲欄」が適用される）居住者の方々については、月々の給与に係る源泉徴収税額から定額減税額を控除することとされています。

給与所得者の定額減税イメージ（例）

【例】次の世帯構成の場合

判定等	区分	所得者本人	配偶者	子供1	子供2
同一生計		—	○	○	○
職業等		会社員	パート	大学生 (アルバイト)	中学生
収入金額		680万円	105万円	75万円	0円
合計所得金額		502万円	50万円	20万円	0円
定額減税の対象		○	×(※)	○	○
定額減税額		3万円	0円	3万円	3万円

※ 配偶者は、合計所得金額が48万円超のため、自身を所得者本人として定額減税を受ける。



定額減税に関する最新情報は、
「定額減税特設サイト」で確認！！
特設サイトはこちらから



『台湾の現状を学ぶ』 ～海外研修旅行～

このたび研修委員会では、2月22日(木)から2月25日(日)にかけて海外研修旅行を実施し、29名参加のもと、台湾の政治や経済事情などを視察しました。

初日は、公益財団法人日本台湾交流協会の有田様より、台湾の内政(大統領選挙の状況)・少子高齢化・給与事情および対日貿易の状況などを、資料をもとに詳しく説明していただきました。

台湾の年齢の中央値は2022年時点では43.9歳と日本の49.6歳に比べて若いのですが、今後日本の2倍のスピードで高齢化が進み、2060年には日本の高齢化に追いつく見込みだそうです。また、出生率は日本よりさらに低く、2021年時点では「0.98」と「1」を割り込んでいます。少子高齢化は日本だけの問題でないことをあらためて認識しました。

台湾に到着後、昼食をとったのですが、料理の品数や量が多く、びっくりしました。すべて食べられるか心配になるくらい量でしたが、とても美味しくいただきました。この後の夕食も品数および量が多く、大変満足のいくもので、食事を通じ、台湾のお店の方のおもてなしの気持ちを感じました。

台湾で初めての食事は初日の昼食で、提供される料理の品数や量が多く、びっくりしました。



台湾の様々な場所をおとずれました

2日目は、パイナップルケーキの工場の視察とお土産の買い物を行いました。パイナップルケーキが作られるまでの映像や、色々な種類のパイナップルケーキを試食しました。午後は台湾の北部にある九份について街並みを観光しました。

3日目は、午前中は1時間ほど北に移動し、十份に行き、滝などを観光し、午後は台北市にある故宮博物館の見学を行い、夕食は宮廷料理を食べました。とても気品が高く美味しかったと思います。

結びに、今回の研修旅行では視察やご講演を通じて現地ではわからない台湾の現状を垣間見ることができて、大変有意義なものとなりました。

記 研修委員長 寺崎進
写真 小林宏之

★★★ 会員優待制度 加盟店紹介 vol.63 ★★★

会員優待カードを提示いただくと大変お得なサービスを提供していただけるお店・企業を当誌にて順次紹介しております。

今回は大井にあります「La storia」さんを紹介させていただきます。

【La storia (ラ・ストーリア)】



お洒落な美容室です



施術の様子

「うちはマッサージが得意なので、多くのお客様に喜んでいただいています」と話すのは店長の佐藤さん。

La storiaでは洗髪の際、予防医学認証済の炭酸頭浴システムを使用しています。

実際に試したところ、とても気持ちがよく、全国でもまだ1、2%ほどしか普及していないこの炭酸頭浴システムを受けるため、全国から訪れる人も多いのだとか。

髪を切りながら、ハンドマッサージ、まさに王様のような待遇です。

記 広報委員 久保最希

大井三つ又交差点から光学通りを西大井駅の方に向かって50mほど歩くと、老舗中華じゅりーの向かいに、ガラス張りのお洒落ながらも落ち着いた雰囲気美容室「La storia (ラ・ストーリア)」が見えてきます。

La storiaが目指すのは、スタイリスト全員がお客様専属の美容師であること。

お客様をカウンセリングしつつ、プロとしてのアドバイスを行うことでお客様に寄り添いながらも、さらに磨きかけた美容をするとのこと。



全国でも珍しい炭酸頭浴システム



ご来店お待ちしております

会員特典

(予約時に会員優待カードのをお伝えください)

全メニューに炭酸頭浴と

ハンドマッサージ30分(¥5,500相当分)を

無料でお付けいたします(※土日祝は利用不可)。

La storia大井町店

住所…品川区大井3-3-4 小沢ビル1F

営業時間…10:00～19:00(カット最終受付18:00、カラー最終受付17:00)

電話番号…6429-7448

従業員の退職金準備は

東法連 特定退職金共済制度

東法連特定退職金共済制度が選ばれる7つの理由！

- その1 東京都内の事業所であれば企業規模を問わず加入できます
- その2 従業員のための退職金を計画的に準備できます
- その3 掛金は1人月額1,000円から30,000円まで設定できます
- その4 掛金は全額損金または必要経費に算入でき給与所得にもなりません
- その5 退職一時金は退職所得控除の対象になります
- その6 ご加入後1ヵ月で退職しても退職金が支払われます
- その7 簡単な申込手順で加入できます

公益財団法人 東法連特定退職金共済会とは

- 東京法人会連合会(東法連)が母体となって1977年に財団法人として設立され、2012年10月に東京都知事の公益認定を受けて公益財団法人に移行しました。
- 所得税法施行令第73条に定められた「特定退職金共済団体」として、税務署の承認を受けて共済事業を行っています。現在、約4,700社の事業所の皆さまにご利用いただいています。

○この制度は、大同生命保険株式会社と締結した「新企業年金保険契約」に基づいて運営しています。
○このご案内は、2021年10月現在の制度内容および税制に基づき記載されており、内容は将来変更されることがあります。
○ご加入にあたっては、必ず所定のパンフレットをご確認ください。

資料請求・お問い合わせは

企F-2021-0003(2021年10月27日)P6965



TTK 公益 東法連特定退職金共済会
財団法人

〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5番6号 全法連会館3階
TEL (03) 3357-1641 FAX (03) 3357-1642
<https://www.tohoren-tokutaikyō.or.jp/>



話題の広場

百薬の長か 万病の元か 飲んでも飲まれるな

そろそろ花見の季節。また、別れや出会いの季節でもある。以前ほどではないにしろ、お酒を飲む機会も増えることだろう。今回は、そんなお酒について。

パルショータ

モロコシやトウモロコシの粉末にわずかなモリンガやエチオピアンケールの葉の乾燥粉末を加えて2〜3カ月乳酸発酵させる。その後熱を加えて糊化し、モロコシやトウモロコシ、オオムギ、コムギなどの発芽種子粉末を加えて糖化したものをさらに発酵させる。かなり複雑な行程を経て作られる酒がパルショータだ。エチオピアの南部で作られ、飲用されている。

驚きなのは、これが主食として摂取されていることだ。

飲用時は水で薄められてアルコール度数3%ほどになり、飲んで酔酩することはほぼないそうだが、成人男性は1日に5リットルもこれを飲む。

エチオピアを含むサブサハラアフリカでは、穀物やイモなどの主食だけでは足りない必須アミノ酸などを豆などで補うことが多い。しかし、パルショータの産地であるエチオピア南部のデラシェ自治区では害虫などにより豆の栽培が困難なことから、モロコシ、トウモロコシをアルコール発酵させて栄養価を高めるという方法に行き着いたという。

実際パルショータは非常に栄養価が高い。量を飲む必要はあるが、必要なエネルギーばかりでなく、たんぱく質や必須アミノ酸まで必要なだけ摂取できる。実際このデラシェ自治区の人々は、パルショータ以外ほぼ口にしないが、栄養的に問題はないようだ。

ここでは、酒は嗜好品ではなく、食料そのものということになる。

薬か毒か

少々体調が悪くても飲みたいのが酒飲みというもので、そんなときに酒を飲む言い訳として「酒は百薬の長」という言葉を言いたがる。なんとも便利な言葉だが、実はこの言葉には続きがあって、「されど万病の元」と続くらしい。

適度な飲酒は老年期の認知能力の向上に繋がる可能性を示唆する研究もあるらしい。食欲の増進やス



トレスの解消、疲労回復などの効能もある。また、全くお酒を飲まない人より適量飲むの方が死亡率が低くなるという報告もあるという。

また、適量のアルコールを摂取すると、大脳皮質の抑制が解放されて緊張がほぐれ、陽気で快活になり、会話も活発になる。つまりコミュニケーションツールとして役に立つ。シャイで口下手な人が酒の力を借りて意中の相手を口説くなんてことがなかったら、日本の出生率はもっと下がっているんじゃないかと思う。

一方で、やはり「毒」の側面もある。

近年では見直されてきているようだが、今でいうパワハラ、アルハラ（＝アルコール・ハラスメント）は、以前は当たり前のように横行していた。「イッキ」の掛け声でジョッキを空け、急性アルコール中毒で倒れることや、最悪の場合死に至ることも少なくなかった。

酒の席でのセクハラも、現在も無くなってはいないようだが、以前はもっと罪の意識が低い傾向があったように思う。セクハラも立派な犯罪だが、酒に酔っての暴力や飲酒運転など、さらに深刻な問題も多い。

飲み過ぎれば体への悪影響も多い。長期にわたって多量に飲み続けていると、アルコール依存症になるおそれがある。WHOの算出方法によると、日本の飲酒人口6,000万人に対し、アルコール依存症の患者は230万人もいるという。

その他、脳の萎縮や認知症の要因になるという報告もある。

上手にお付き合いを

町内会の旦那衆が火の用心の夜回りをするようになった。寒い冬の夜、番小屋にひざを突き合わせた旦那衆の一人が、懐から「寒さ対策に持たされた」という酒を出す。

すると、我も我もと出てくる。ついにはつまみの猪鍋まで出てきて、宴会になってしまう。そこにこの夜回りを監視する役人が来てしまう。旦那衆は必死に隠すがばれてしまい、「風邪の煎じ薬」として振る舞うことになってしまう。全部飲まれてしまったはかなわないのもう無いと伝えると役人は、「無い、無いとあらばいたし方ない。拙者もう一回り回ってくる来る間に二番を煎じておけ」

落語の「二番煎じ」の内容だ。

この「風邪の煎じ薬」というのは嘘と言えば嘘だが、酒は体を温める薬にもなる。それ以上に、面倒な夜回りを楽しめる薬になっているし、その効能は上から押さえつけてくる役人にまで及んでいて、ほろりと笑わせられる。

ハラスメントや犯罪はもつてのほかだが、飲み過ぎなければ心の友。上手にずっと付き合っていくものだ。

記 鈴木 克博



－都税についてのお知らせ－

4月から 固定資産税における土地・家屋の価格などがご覧になれます(23区内)

縦覧期間	令和6年4月1日(月)から7月1日(月)まで(土・日・休日を除く。)
縦覧時間	午前8時30分から午後5時まで
縦覧場所	土地・家屋が所在する区にある都税事務所 【品川区の場合】品川都税事務所(代表) 03-3774-6666
縦覧できる方	令和6年1月1日現在、23区内に土地・家屋を所有する納税者の方
縦覧できる内容	所有資産が所在する区で課税されている土地・家屋の価格など(縦覧帳簿)
必要書類	納税者本人であることを証明できるもの ※運転免許証、旅券(パスポート)等、官公署が発行した顔写真付きの書類であれば1種類の提示、それ以外の書類は複数の提示が必要です。詳細は東京都主税局のホームページをご覧ください。土地・家屋が所在する区にある各都税事務所にお問い合わせください。

(注) 納税通知書は6月3日(月)に発送予定です。

東京都主税局では、本人へのなりすましなどにより、不正な目的で公簿の閲覧及び証明の申請を行うことを防止し、納税者の皆様の個人情報保護を図るために、縦覧時の本人確認等を厳格に行っております。ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

※縦覧制度の詳細は、
主税局ホームページをご覧ください。



主税局 HP (縦覧について)



主税局 HP (本人確認方法について)

6月までの主な行事

日程	時間	行事	場所	日程	時間	行事	場所
5/16(木)	12:30	理事会	品川法人会館	6/7(金)	13:30	決算法人説明会	品川法人会館
5/29(水)	11:30	女性部会定時総会	ニューオータニイン東京	6/21(金)	16:00	第58回通常総会	きゅりあん

編集後記



法人会員の皆様、まだまだ寒い日が続いておりますがいかがお過ごしでしょうか？
私は、風邪はひかぬが花粉症がひどく日々奮闘しております。あっ!! 申し遅れました、私、広報委員会副委員長を仰せつかっております、品川工業(株)の北野善彦と申します。
自分のことを少しお話いたします。昭和49年生まれのアラフィフで、法人会に入会して早16年が経ちました。学生の頃からアメリカンフットボールをしておりまして、40歳を超えてからまた始めたもの好きです。
仕事もアメフトも青年部会も、この広報委員会も頑張っていきたいと思っております。
皆様、どうぞよろしくお願いいたします。 記 広報委員会 副委員長 北野善彦

※都合により今号の「突撃訪問」の掲載はありません。

◆令和6年2月28日現在 会員数 2,246社

お客様応援企業をめざす

 城南信用金庫



営業部本店 ☎03-3493-8111 ……〒141-8710 品川区西五反田7-2-3
品川 ☎03-3471-3171 ……〒140-0004 品川区南品川1-4-25
大井 ☎03-3774-1051 ……〒140-0014 品川区大井1-6-10
荏原 ☎03-3786-1131 ……〒142-0054 品川区西中延1-4-16
大崎 ☎03-3491-8771 ……〒141-0032 品川区大崎2-6-11
西大井 ☎03-3773-8511 ……〒140-0015 品川区西大井1-3-3-101
立会川 ☎03-3298-3341 ……〒140-0013 品川区南大井4-6-1

夢と未来のサポーター

さわやか信用金庫



地域発展のため、みなさまと共に歩んでまいります。
お気軽にご相談ください。



第24回『クロスマッス』

今回の問題は、クロスマッスです。皆様のご応募お待ちしております！

以下のルールに従ってクロスマッスを解き、A～Cのマスに入った数字を順に答えてください。

正解者の中から抽選で5名の方に
クオカード1000円分をプレゼント！

	-		×	A	=	5
+		×		×		
	+	B	+		=	9
+		÷		-		
C	+		-		=	2
=		=		=		
20		24		4		

ルール

- タテ3列、ヨコ3列のすべての等式が成立するように、マスに1～9の数字を1つずつ入れる。
- 計算は×÷を優先することなく、ヨコは左から右、タテは上から下の順に行う。
解けたらABCのマスに入った数字を順に答えてください。

A	B	C

出題 西尾 徹也

応募方法

◆郵便はがきに①クイズの答え②郵便番号③自宅住所④氏名⑤法人名⑥連絡先電話番号⑦当誌に対するご感想を明記の上、〒140-0004 東京都品川区南品川2-7-6 一般社団法人品川法学会事務局までお送り下さい。なお、締め切りは2024年4月30日(火) <消印有効>とさせていただきます。また応募はお1人様1通限りとさせていただきます。たくさんのご応募、お待ちしております。

591号 第71回 ナンバープレース 正解発表

4	6	9	8	2	1	7	5	3
5	2 _A	1	9	7	3	6	4 _B	8
8	7	3	6	4	5	1	9	2
2	4	6	5	1	9	8	3	7
3	9	7	4	8	2	5	6	1
1	8	5	7	3	6	9	2	4
7	5	4	3	9	8	2	1	6
6	1 _C	8	2	5	4	3	7 _D	9
9	3	2	1	6	7	4	8	5

こたえ

A	B	C	D
2	4	1	7

応募総数 15 通

正解者数 15 通

■厳正な抽選の結果、下記の方々にクオカードをお送りいたします。おめでとうございます。

支倉 逸人 ホマー口支倉
坂口 直美 クールカレアン(株)
工藤 晃士 トピー健康保険組合

高田 雅彦 (有)高田企画
原 幸枝 (株)YSKネット

【順不同、敬称略】

次回の第593号は、2024年7月に
発行となります。